

平成28年第4回広尾町議会定例会 第2号

平成28年12月7日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番	浜 野 隆	2 番	萬亀山 ちず子
3 番	北 藤 利 通	4 番	前 崎 茂
5 番	志 村 國 昭	6 番	山 谷 照 夫
7 番	星 加 廣 保	8 番	渡 辺 富久馬
9 番	小 田 英 勝	10 番	小 田 雅 二
11 番	旗 手 恵 子	12 番	浜 頭 勝
13 番	堀 田 成 郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	堂 場 則 彦
兼 出 納 室 長	堂 場 則 彦
総 務 課 長	鈴 木 孝 俊
総 務 課 長 補 佐	白 石 晃 基
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
税 務 課 長	西 脇 秀 司
税 務 課 長 補 佐	平 浩 則
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
保 健 福 祉 課 長	大 林 勝 則
保 健 福 祉 課 長 補 佐	山 崎 勝 彦

地域包括支援センター長	菅	原	樹	美	恵
健康管理センター長	佐	藤	清		美
老人ホーム所長	厚	谷	幸		則
特別養護老人ホーム所長	金	井	秀		司
農 林 課 長	松	田	哲		典
兼 町 営 牧 場 長	松	田	哲		典
水産商工観光課長	雄	谷	幸		裕
建設課長	道		淳		一
建設課長補佐	北	藤	盛		通
建設課長補佐	前	田	憲		一
上下水道課長	小	川	浩		司
兼下水終末処理センター長	小	川	浩		司
港湾課長	道	端	隆		三
港湾課長補佐	森	谷			亨
国保病院事務長	今	井	啓		容
国保病院事務次長	齊	藤	裕		美
国保病院事務次長	渡	辺	將		人

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	澤	田	佳	幸
兼学校給食センター所長	澤	田	佳	幸
管 理 課 長 補 佐	山	岸	直	宏
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼 図 書 館 長	保	志		悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図 書 館 長 補 佐	奥	村	京	子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	鈴	木	孝	俊

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
-------------	---	---	--	---

併 書 記 長 菅 原 康 博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長 木 下 利 夫

併 書 記 長 鈴 木 孝 俊

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長 新 海 敏 春

事 務 局 長 早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長 菅 原 康 博

総 務 係 長 鎌 田 慎

総 務 係 主 事 林 菜 々 美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、4番、前崎茂議員、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

まず、1点目であります。

18・19歳の投票率向上対策について質問いたします。

選挙年齢を従前の満20歳以上から満18歳以上に引き下げる公職選挙法の一部を改正する法律が平成27年6月に成立し、本年6月19日に施行されたところであります。

今回の改正は、昭和20年に選挙年齢を25歳以上から20歳以上に変更されて以来、70年ぶりの改正であります。国際的には18歳選挙権を既に実施しているところは192か国のうち176か国、92%に上っており、我が国の実施は遅きに失した感が否めません。

本年7月に執行された参議院選挙に適用され、全国で240万人の新たな有権者、本町でも132人が新たに選挙権を有したところであります。

全国の参議院選挙の投票率は、18歳が51.2%、19歳が39.7%、18歳と19歳合わせた投票率は45.5%と、全世代の投票率54.7%から9.2%下回っております。

また、道内の全体の投票率は56.8%に対し、18歳、19歳の投票率は43.4%で、全世代の投票率から13ポイント以上下回っております。

十勝管内の18歳、19歳の投票率は35.2%で、全道より8.2%も低くなっております。管内の市町村別投票率では、足寄町は管内トップの60.9%で、次いで新得町の54.3%、上士幌町の48.7%と続き、帯広市は32.4%で17番目、池田町が30.4%で18番、本町は26.5%と最下位になっており、広尾町全体の投票率59.1%から32.6%も下回っております。まことに残念な結果となったところであります。

とりわけ7月10日は管内24校のうち14校の高校の学校祭があり、低投票率の要因とも言われておりますが、それぞれの市町村、選挙管理委員会と学校が連携して学校祭当日の投票を避け、期日前

投票を具体的に呼びかけたと報道されております。特に、今回の参議院選挙は6月22日に告示され、翌日から投票可能となる期日前投票の期間は12日間あったところであり、周知等の時間的猶予は十分にあったと推測いたします。また、昨年12月には、北海道選挙管理委員会主催による選挙年齢引き下げに伴う広尾高校生の出前講座も開催し、啓発を行ったところであります。

本町の18歳、19歳の今回の低投票率の原因と今後の投票率向上対策についてどのように検討されているのか、お答えをお願いいたします。

次に、海域における流木除去について質問いたします。

今夏の北海道に上陸した台風は、まさに異常ずくめで、大きな被害をもたらしました。8月17日夕、襟裳岬に台風7号が上陸したのを皮切りに、23日にかけて台風9号、11号が立て続けに上陸、北海道に年3回以上上陸することは観測史上初めてとなる、1週間で3個の台風が上陸したところであります。十勝でも各市町村、各地域で土砂災害が発生し、死傷者も出るほど甚大な被害が発生したところであります。本町も床上浸水等の被害が発生したところであり、被災された方にはお見舞いを申し上げるところであります。

今回の台風による豪雨で、流木等が海域まで流出し、十勝管内のサケ定置網漁の作業に支障が生じ、撤去作業が余儀なくされたところであります。

また、流出した流木の一部は土砂とともに海底に堆積しており、10月8日から11月16日までシシヤモ漁が操業されたものの、流木が網に絡みつки、それを取り除く作業に多大な時間を要するなど、先月放映されたNHK北海道スペシャルでも詳しく放映されたところであります。

広尾町の今年度のシシヤモ漁は128トンと、昨年から34%の減少となっており、大樹や大津両漁協と合わせた十勝全体の漁獲量も206トンと、昨年の329トンから37.3%のマイナスとなっております。加えて、網の全損で取りかえるのに約30万円程度の費用がかかることなど、漁業者にとってはダブルパンチと言えます。さらに、11月23日から始まった毛ガニかご漁にも支障を来しており、流木除去は喫緊の課題であります。

十勝海域の海底に堆積している流木、沈木の除去について、広尾町だけの課題ではなく、管内水産業を担う本町を含む4町と3漁業協同組合が連携し、国や北海道に対し、早急に対策を講じるよう取り組むべきと考えます。

十勝全市町村が激甚災害法に指定されたところでありますが、今年度に関しては全額の国等の支援が期待できますが、複数年にわたる事業については来年度以降も適用されるよう要請し、一日も早く平素の生産確保ができるように、そのような環境整備を図る必要があると思われます。町長のご答弁をお願いいたします。

1、議長（堀田） 答弁、鈴木選挙管理委員会書記長、登壇願います。

1、選挙管理委員会書記長（鈴木） この夏の参議院議員選挙における18歳、19歳の低投票率の原因と今後の向上対策についてお答えいたします。

選挙権年齢が18歳に引き下げられてから初の国政選挙である参議院選挙が、7月10日に執行され

ました。本町も含め、十勝管内の投票率が全国と比較いたしまして低い状況でありました。

原因といたしましては、住民票を広尾町に置いたまま進学あるいは就職などで親元を離れている方が多く、また、選挙の当日が高校の学校祭と重なるなどの影響があったものと考えております。

今後も期日前投票や不在者投票制度などの周知・啓蒙活動を図るとともに、北海道選挙管理委員会、各教育機関との連携をさらに進め、投票率の向上に努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて答弁、村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、海域の流木撤去対策についてお答えをいたします。

8月の台風は過去に例を見ない漁業への影響を及ぼしています。採卵用秋サケの捕獲数が確保できず、4、5年後の水揚げが懸念されているところであります。

秋サケ定置網漁でも網入れがおくれ、網入れ後も海上の流木撤去にも労力を割かれ、さらには漁期を通して海水温の高さが影響し、水揚げ量は前年比の約35%にとどまり、地域経済にも影を落としているところであります。

シシャモ漁でも流木が網に絡み網が破れたり、沈んでいる流木が網に引っかかり巻き上げられない状況も起きていました。海の状況がよくても操業を見合わせる事態となっていたところであります。

毛ガニ漁でも影響が出ておりまして、海底に沈んでいる沈木の回収は早急に取り組まなければならないと考えております。11月24日には4町3単協の担当者と十勝総合振興局の職員との打ち合わせ会議を行っております。

今年度は、国の「水産多面的機能発揮対策事業」、これを活用いたしまして、漁業者からの聞き取り、魚探による探索、回収作業、運搬処分を行う予定であります。この事業は、町、漁協、漁業者で活動組織を編成して、町と協定を結び、進めることになります。それぞれの作業の実施方法は、今後、関係者間で協議することになっています。

今年度の流木回収、それから処理作業に限っては100%国の支援で実施ができ、地元負担はありませんけれども、補助単価の関係で調査、作業の実施面積は限られたものになりますので、今年度で流木処理が完了することにはならないと考えているところであります。来年度以降も流木処理の事業が実施できるように、関係機関と連携を図りながら、北海道、国に要望していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、第1点目の18・19歳の投票率向上対策について再質問いたします。

足寄町は、この18歳、19歳の投票率が60.9%、これは管内トップということで、ある意味報道で

も出されておりますけれども、ただ、足寄町に関しては、この投票率が向上した要因として2つほど挙げられると思うのですけれども、その1つは、実は足寄町の広報でも詳しく報道しておりますけれども、例えば高校ですとかあるいは大学で他町村、特に帯広市とか札幌市に進学をしている場合、いわゆる住民票を地元に残したまま他町村に下宿生活されているというようなことについては、町の広報で詳しく「他町村に住んでいる方は選挙人名簿に登録されません。したがって、住民票が地元にあったとしても投票できませんのでご注意ください」、このように広報ではお知らせをしているのです。加えて、新しく有権者になった方、今回は18歳、19歳の方々なのですけれども、その方々に書類を郵送して、いわゆる住所確認ですね。要するに現在どちらにお住まいですかという住所確認をして、その上で選挙人名簿に登録、あるいは抹消というような手続をされているわけがあります。

ただ、このこと自体は、実は高校や大学の進学で地元を離れて下宿生活をしている場合、それが根拠となるとした1954年の最高裁の判例、これがあるわけなのですけれども、足寄町はこの最高裁の判例に基づいて行ったということで、したがって有権者の総体の人数が減ったことによる投票率の向上、それからもう一点の要因としては、これは新聞報道等でも出ていますけれども、足寄高校で模擬投票授業が行われたことによる選挙への関心が高まったのではないかと。

実は、広尾町も昨年12月に道選管主催によって広尾高校生の出前授業、模擬投票をやっておりますので、そういった意味も含めて投票率の向上があったというような報道でありますけれども、ただ、足寄町を除く町村で言えば、例えば先ほども言いましたけれども、新得町が54.3%、広尾の約2倍の投票率ですし、上士幌町、それから鹿追町もほぼ50%近い投票率であります。したがって、本町として、これら先進地の事例についてどのような情報の共有をされたのか、あるいは今後の対応策といいますか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鈴木選挙管理委員会書記長。

1、選挙管理委員会書記長（鈴木） 18・19歳の投票率向上対策ということで、本町選管におきましては、先ほど議員さんからお話ありましたとおり、今回の18歳の選挙権の導入を踏まえまして、平成27年12月に選挙制度の啓発のために、道選管十勝支所と連携いたしまして、地元の広尾高校に出前講座として、期日前の投票の推進をはじめとする選挙制度の説明、それから模擬投票、それらの啓発活動も行ったところでございます。

結果として、地元の広尾高校においては一定の、実際、期日前投票、それから当日の投票の場面では家族の方とともに投票に来た生徒の姿も見受けられているということで、地元高校生に対する取り組みは一定の効果が見られたのではないかとというふうに考えております。

今後の投票率の向上対策に向けては、今後も期日前投票、それから不在者投票制度などの投票機会の周知、これを徹底しまして、道選管、それから教育委員会、特に今後は中学校の段階での啓発も必要だというふうに考えておりまして、学校とも連携しながら、また、研修会へ参加、他市町村の取り組み事例も参考にいたしながら、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 特に若い方々の投票率というのは、多くマスメディアでも報道されておりますけれども、例えば総務省が公表した平成26年の衆議院総選挙の年代別投票率の関係なのですけれども、これで見ますと、20代が32.6%、30代が42.1%、40代が50.1%、50代が60.1%で、60代が68.3%で、70歳以上が59.5%ということですが、今回の参議院選挙においても20代が35.6%、30代が44.2%と、ほぼ同じような傾向として総務省としては公表しておりますけれども、20代がいわゆる最も低く、年代が上がるごとに投票率が向上しているというようなことが、この総務省の発表でも明らかになっているところなのですけれども、若者のいわゆる次代を担う20代、30代の若い世代のそういった意見をいろんな選挙を通じて吸い上げるといった意味で、非常に大事な意味合いをなすわけでありまして、広尾町におけるもし年代別の投票率を把握していればお答えいただきたいのと、特にとりわけ20代の投票率についてもお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鈴木選挙管理委員会書記長。

1、選挙管理委員会書記長（鈴木） 投票率の関係でございます。年代別の状況でありますけれども、今回18歳、19歳、そして20代の状況を調査しておりますところでございます。18歳につきましては、今回27.2%、19歳が25.5%、18歳、19歳合わせて26.5%となったところでございます。20代の状況につきましては、20歳から29歳の部分、調査をいたしました、20代全体としましては37.0%の調査結果になっております。この年代の中で特に20歳、21歳の状況を見ますと30.4%という状況になっておりまして、年代が上がるに従って投票率は高くなってきているという状況は見られるのかなというふうに思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

再開します。

前崎議員。

1、4番（前崎） 18歳、19歳の投票率が26%台ということでありましたけれども、20代については37%ということで、国等の全国平均から見ると若干上回っているという状況であります。ただ、いずれにいたしましても、広尾町の次代を担う20代、若い世代の投票率が低いということは、これからはやっぱり危惧する部分であるかというふうに思います。

特に、若い世代に対する、選挙に対する意識改革といいますか、意識向上対策を講ずる必要があらうかと思います。特に、日本の参政権というのは、明治22年の選挙法で25歳以上の男子で、しかも税金15円以上を納めていなければ参政権はないということで、全体の1%、45万人しか選挙権を有していなかったということで、それが戦後の昭和20年に25歳から満20歳以上、男女ともに選挙権を有するというので、今回70年ぶりの改正なのですけれども、以前は選挙に参画したくてもできないという、そういったような状況でありますけれども、こういった過去の参政権等の問題も含めて、やっぱり中学あるいは高校等からいろいろな形で、例えば中学校であれば総合的な授業というのがありますから、そういった中で選挙制度の部分ですとか、そういった周知、学習の機会を教育委員会あるいは学校等を通じて連携しながらやっていかなければ、なかなかこういう若年層の投票率の向上というのは結びついていかないのではないかなというふうに思うわけでありまして、選挙管理委員会としてどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 鈴木選挙管理委員会書記長。

1、選挙管理委員会書記長（鈴木） 先ほどもご説明いたしましたけれども、18歳、19歳、それから20歳、21歳と、いずれにしても若い人たちの投票率が低い水準にあるというところから、今後の投票率の向上対策、これまでの取り組みも含めて、今、議員さんおっしゃられたとおりの中学校の段階での啓発、そういったことも先ほども申し上げましたけれども、必要になったというふうに認識しております。関係機関との協力、連携を密にしながら投票率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次に、海底に沈木している流木の状況についての再質問でありますけれども、私もNHKの北海道スペシャル等の放映されたのを見ましたし、漁業者にもいろいろとお聞きをしたのですが、今回、例年も多少の沈木の影響というのは全くないわけではなかったけれども、特に今年は、いわゆる1本まんまの流木が網にひっかかってくるとかということで、1つに、チェーンソーを船上に持ち込んで、網にかかったものをそれぞれ切断して網から外したという、その作業が相当ありまして実際の作業時間が、例年の半分しか仕事にならなかったというような話をしておりました。網の全損については、先ほど言いましたように25万円、30万円程度かかるけれども、小破修繕については、やはり自分たちで帰港してから修繕をしたというような話をされておりました。そういった意味では、この流木沈木の状況については、まさしく喫緊の課題であるというふうに思うところであります。

先ほどのご答弁の中で、北海道水産多面的機能発揮対策協議会の事業として行うということで、実は平成27年度、広尾町の負担が63万5,000円、それと今年度の当初予算にも108万8,000円のこの負担金を計上されております。例年ですと昆布漁場等の保全活動の推進というような形でこの事業

費に充てられていたものでありますけれども、今般は国が災害ということで100%出すということで、この予算上は出てきませんけれども、そういった意味では、速やかにそういった事業費を計上してくれたということについては非常に敬意を表したいと思うのですけれども、実際この事業費ですけれども、十勝全体あるいは広尾町の部分でそれぞれの程度の事業費規模なのか、あるいは広尾町において除去する海域の面積、もしこれを把握していればお答えいただきたいと思いますし、あわせて先月まだ協議会のそういったスタートしたばかりだということですので、この事業を開始する時期はおおよそいつごろを見込んでいるのか、これについてもあわせてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、この事業の交付金の上限額であります、1地区といいますか、1組織1,960万円であります。十勝では4地区、4組織が申請しておりますので7,840万円程度、1組織が1,960万円の限度額であります。面積であります、今示されているのが140ヘクタールであります。海の中の140ヘクタールでありますから、2,800メートル掛ける500メートル、この程度でしか、補助単価上で割り出した面積でありますので、あと実施の中でいろんな工夫がなされると思いますが、面積としては140ヘクタールであります。

それから、今後のその組織の進みぐあいですが、今月中に活動組織づくりを行いまして、今月から来月にかけて交付申請の作成、提出、それから1月に入ると思いますが、1月から3月にかけての事業実施と、こんなスケジュールになっているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 1地区1,960万円、約2,000万円でありますけれども、さきの8月、9月に回収した海洋等における流木の運搬処理で3,000万円程度の補正予算が提案されておりましたけれども、これは当然、探査から回収から運搬処理も含めての総体の予算だと思いますので、本当にわずかな部分かなと思いますし、面積も140ヘクタールということですから中規模農家の2戸分程度かなというふうに思うのですけれども、いずれにしても期間が短い中でこういった非常に手早い事業をやっていただけということは、漁業者にとっても大変喜ばしいことではないかと思います。

ただ、シシャモ漁は大体水深が60メートル以浅で、いわゆる小型漁船については大体水深20メートルから30メートルが主な漁場というふうに言われておりますけれども、それにしても先ほど言った海域では、当然単年度で消化できるものではないというふうに思いますし、当然そうすると、次年度以降この激甚災害法の適用も外れると思いますけれども、やっぱり地元の負担というのは大変な額になりますので、これは地方創生という意味でも継続して実施していただけるように国や道に対して要望していくべきではないかと思いますけれども、あわせてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この事業につきましては、現在、昆布漁場の確保というところで、この事業を活用しておりまして、当初地元負担がなかったやつが地元負担が出てくるとかというふうに変わってきています。今回も同じ事業を使うわけでありますから、当初は全額国でありますけれども、今後どうなるのかしっかり推移を見きわめながら、見きわめるというよりも国、道にしっかり要望して、地元負担がこの金額が金額でありますから、しっかりと要望活動を進めてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、2018年4月から国民健康保険の都道府県単位化が始まります。このことについて町長に質問します。

北海道は11月1日、都道府県に移行した後の市町村ごとの保険料試算額、所得が200万円、夫婦2人のモデル世帯ですが、この試算額を公表しました。十勝管内では16町村で保険料が上がり、更別村では6割増になるといいます。本町も30万9,100円が37万3,600円に、20.9%引き上げとなるといいます。公表後開かれた町政懇談会でも、町民の中から国保はどうなるのかと不安の声が出されたと聞いています。

現在の国民健康保険制度は、昭和36年に国民全員が何らかの医療保険に加入することを義務化するため、今のほかの保険に入れない人たちが加入する医療保険制度として再編されました。初めから加入者は無職者、低所得者が多く、保険料だけで運営することは不可能であったため、多くを国庫負担で賄うことを条件とした制度設計でスタートしました。もともと国保収入の50%あった国庫負担が1984年を境に低下し、現在は23%と激減させたため、減らされた国庫負担の穴埋めに市区町村が一般会計からの法定外繰り入れを行い、また、保険料の引き上げをしてきました。働いていた人が仕事をやめて最初にぶつかるのは、国保税の高さです。高過ぎて払うのが大変という声はたくさん聞かされています。

そこで、町長にお聞きします。

1点目は、今でも高過ぎる国保税、国保都道府県単位化でさらに保険料が上がり、徴収強化が進むのではないかという問題です。

北海道は、各市町村に医療費水準や所得水準などを踏まえた標準保険料を示し、国保事業費納付金を請求します。市町村は、標準保険料を参考に保険料率を決定し、住民から徴収して北海道に納付金を100%払うことになります。資格管理、保険給付、保健事業は、これまでどおり市町村が行うといえます。

国は、多くの市町村で赤字補填を目的にした一般会計からの法定外繰り入れを好ましいものとは考えていません。収納率の向上や医療費適正化、つまり医療費を削減して計画的、段階的な解消を

図るべきとしています。

市町村は、納付金を100%集まらなくても納付しなければならないので、不足が出れば保険料の値上げ、一般会計からの繰り入れで対応しなければなりません。その一般会計からの繰り入れは好ましくないと言われれば、保険料徴収の圧力が強まるのではないのでしょうか。

「都道府県は、標準的な収納率とは別に、収納率を向上させる観点から、収納率目標を定めること」としています。収納率が低く、収納不足が生じている市町村はその要因分析、滞納状況、口座振替率、人員体制など行うとともに、必要な対策について整理することが迫られます。「これを踏まえ、収納担当職員に対する研修会の実施、徴収アドバイザーの派遣、複数の自治体による滞納整理事務の共同実施に対する支援等、収納対策の強化に資する取組を定めること」としています。徴収強化は必至ではないのでしょうか。強権的な差し押さえはしないようにするべきではないのでしょうか。

2点目は、「国保事業費納付金」「標準保険料率」として示すシステムなど、国、道の介入が大きなものになるのではないかということです。そればかりでなく、国は都道府県ごとに保険料率を一本化することも視野に入れており、一部にはそれに呼応した動きもあるように聞いています。地方自治体の形骸化が危惧されます。

3点目、国は、今年1月、新国保制度の納付金標準保険料率の設定や、都道府県国保運営方針策定ガイドライン案を示し、北海道は既に具体化に向け、各町村との懇談会を始めているといいます。協議の内容はどういうものなのでしょうか。

4点目、都道府県化を進めるに当たって全国知事会の問題意識は、高過ぎる国保税をどうするかであったといいます。昨年夏には知事会から少なくとも協会けんぽ並みの保険料とするための1兆円の投入をとの要望が出されたといいます。結局は3,400億円のみとなったということです。

厚労省は3,400億円投入で1人1万円の財政効果があると強調しているが、3,400億円は現在の全国の市町村による一般会計法定外繰り入れ3,900億円よりも少ない、すなわち現在の一般会計法定外繰り入れを全額そのまま維持しないと効果は出ないということになるのではないのでしょうか。国に対し、国保への大幅な財政負担増を求めるべきではないのでしょうか。

5点目は、国保法第44条「一部負担金の減免制度」を実効あるものにするべきと思い、質問します。

貧困と格差が広がる中で、窓口負担の減免措置の役割は極めて重要になっています。生活状態が悪化し、医療費の窓口負担が払えない人が増えています。手おくれ死亡事例が民医連の調査だけでも2015年、63件生まれています。2010年9月、国保の窓口負担減免制度、国保法第44条の国の基準が見直され、国の基準を超えて減免を行った場合、その半額を国が負担する措置がとられました。しかし、対象となる基準が限定され、制度の適用は狭いものとなっていました。その後、恒常的な貧困者を対象にさせよう、この運動が進み、自治体による上乗せは望ましいことである、これは2010年9月13日、参議院厚労委員会での政務官の答弁です。こういう答弁がありました。そのこと以来、国の基準を超えて、広い独自基準を持つ市町村が広がり出しています。

苫小牧市では、国保の滞納者は対象外でしたが、2010年10月、国の基準が示されたのをきっかけ

に、滞納者も対象に加えたそうです。また、天災、倒産、失業などによる収入減のほかに入院代がかかり、生活困窮となる場合も対象にしています。また、預貯金の上限についての基準もなく、家族に入院している人がいない世帯でも利用できるようにしたといいます。

2014年度の減免実績を全道調べてみますと、赤平市が117件、札幌市78件、釧路市57件、深川市48件、標茶町15件、旭川市14件、帯広市8件など、25の自治体で活用されています。本町では、減免実績ゼロではありませんが、ここしばらくはありません。実効あるものに変えるべきではないでしょうか、お答えください。

次に、学校給食費の保護者負担の軽減について教育長に質問します。

子どもの貧困の深刻化が大きな課題となっています。家庭の経済状況にかかわらず、安心して食事ができることは、子どもの情緒の安定にとっても重要なことと言われています。各自治体で独自に給食の補助をする動きが広がっています。全日本教職員組合の調査結果では、回答のあった1,032自治体のうち、全額補助する自治体が45自治体で、前回調査時2011年、12年度ですが、このときより4倍に増え、半額以上の補助をする自治体は64自治体であったといいます。さらに、それ以外の一部補助、消費税分の増税分や、米飯給食の実施回数分、地産地消を進めるための食材の増加分などの負担も含めると、199区市町村で実施されていることがわかりました。

十勝では足寄町、陸別町、浦幌町が全額補助をしています。この傾向は、子どもの貧困が深刻化している中、自治体として補助を考えざるを得ない状況となっていることをあらわしていると思います。同時に、自治体の少子化対策や過疎対策で住民増を促すための政策である自治体もあると聞いています。

2016年3月定例会に私は、給食費の助成について質問させていただきました。教育長は、財政的なことなど含め今後調整しなければならないが、給食費の保護者負担は必要最小限にとどめていきたいと答弁されました。予算編成の時期になりましたこと、また、今年は食材の高騰が激しく、給食の食材調達にも大変苦労されていることと思います。保護者負担の軽減を図りながら、給食内容の向上に努めるべきではないでしょうか。

以上で、質問を終わります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

答弁、村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

まず、国保の都道府県単位化による影響についてであります。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度より北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担います。また、広尾町は引き続き地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を行ってまいります。

まず最初に、1点目の保険料が上がり、徴収強化が進むのではないかとというご質問であります。今回、道内市町村の納付金を納めるために必要な保険料の試算が示されました。本町におきましては、所得200万円の夫婦2人のモデル世帯では20.9%増との試算であります。保険料につきましては、引き続き適正な徴収に努めてまいりたいと思っております。

2点目の国や道の介入が大きくなるのではという質問であります。北海道は道内市町村の医療費水準、所得水準を考慮し「国保事業費納付金」を決定し、市町村が納付いたします。さらに、北海道は、その納付金を納めるために必要な標準保険料率を示します。ただし、本町は、標準保険料率を参考とし、地域の実情を勘案しながら保険料率を決定するものであります。

3点目の道との協議についてであります。現在、道におきまして「国保運営方針案」に対する各市町村の意見をまとめている状況であります。本町におきましても、町民の方々の負担増とならないよう、納付金算定の基礎数値となる医療費水準及び所得水準について、いま一度の確認について意見として提出をしているところであります。

4点目の国に対する要望についてであります。

新聞報道にもされましたけれども、本町につきましては、更別村、中札内村、大樹町とともに今月の20日に北海道に赴きまして、今回の試算に係る現状、そして保険料の大幅な増とならないよう要請活動する予定をしているところであります。

また、十勝管内におきましては、19市町村のうち保険料が16町村で増と試算されております。今後、十勝町村会を通じて北海道に保険料の大幅な増とならないよう要請し、国に対しては北海道を通じて要請する必要があると考えているところであります。

5点目の一部負担金の減免制度についてであります。

国民健康保険法第44条におきまして、保健医療機関等に係る一部負担金の減免等についての規定があるところであります。今後とも、その法律等に基づきまして、適正に運用してまいりたいと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて答弁、笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、私のほうからは2点目の学校給食費保護者負担の軽減についての質問でございますが、この件につきましては、先ほどご質問の中にもございましたように、本年3月定例会におきましても同様の質問があったところでございます。

この質問を受けまして、これまで十勝管内市町村におけます動向や町の財政状況あるいは子育て支援策等も注視しつつ検討してきておりますが、現在のところも繰り返しの答弁とならざるを得な

いこと、ご理解を願いたいと思います。

学校給食費は、基本的には保護者に原材料に係る必要最小限の負担をお願いしているところであり
ます。

昨今、食材の価格が高騰している中で、本町の学校給食は、時期的ではありますが、漁協さんや
農協さんによります地場産品の無償提供などもありまして、さまざまな献立の工夫等により保護者
の負担が増えないように努めているところであります。

子育て支援策として学校給食費保護者負担の軽減も十分に理解をいたしますが、将来におけます
財政状況の見通しあるいはそういうことが楽観視できない中で、まずは優先すべき教育関連事業を
実施していかなければなりません。

教育委員会といたしましては、現在のところ学校給食費が無償となる就学援助制度のさらなる周
知にも努めますとともに、経済的に困窮している保護者への負担軽減を図ってまいりたいというふ
うに考えております。

今後とも、子どもたちの給食に対するニーズにも耳を傾けつつ、栄養摂取基準に従いバランスの
とれた献立を工夫する中から、給食費の保護者負担を必要最小限にとどめていきたいというふう
に思っております。

以上、旗手議員に対する答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） まず、1点目の国民健康保険の関係ですけれども、納付金の仮算定による保険
料の仮試算といいますが、出されましたね。これを見ますと、札幌ですとか帯広は算定が下がっ
ているのです。広尾は20.9%増、更別は59.9%増、大樹は50.4%増ということで、幌加内が一番全道
では高く126%ということでした。私もこれ全道のを見てみましたら、道北、それからオホーツ
ク、それと十勝が異常に高くなるのです。

この都道府県単位化ということをはじめたときに、大都市の国保には財政安定化共同事業の交付金
などさまざまな収入が入ってきて、大都市にとってはプラスになると。だけれども、小規模自治体
の国保こそ困難になっていくことが予想されるというのは、これ決まる前から指摘されていたこと
なのですよね。ですから、この仮試算を見ると、何かそういうふうになっているのではないかなと、
もう最初の段階でこういう危惧が現実になってくるのではないかとということを強く思うのです。

町長は今、適正な徴収に努めるということを言われましたけれども、確かに適正な徴収といえば
徴収ですけれども、今でも高く大変な国保税を上がったものも適正に徴収すると言われると、町
政懇談会でも言われたとおり国保は一体どうなるのだと、これ以上の負担はできないぞという町民
の声になるのではないかなと思います。町長はその辺をどのように受けとめておられますか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この国保の試算につきましては、我々今現在、保険者でありますけれども、我々自治体が新聞報道で知ったという、非常に憤りを感じている部分であります。そこは北海道の担当部局にも強く町村会としても抗議をしたところでありまして、まずは我々に要望しているわけありますから、相談はあってしかるべきではないかというふうに思っているところでありまして、新聞報道を先行に、試算とは言いながらそれがひとり歩きするわけありますから、そういった点では、本当にそのやり方、手法というのは疑問に感じているところであります。

ただ今後、そうはいえど、保険料の徴収に当たっては、この趣旨というのは、やっぱり今でも国保会計が大変なので一般会計から繰り入れしながらやっているという現状も、財政の弱い町村は限界に来ているわけありますから、ここのところを安定的に国保会計をするために北海道、国に要望したはずなのです。それが、裏返しとすれば住民負担増になるところ、下がるころはいいのでしょけれども、増になるところがあるわけありますから本末転倒になっているわけでありまして、そういった面では我々の要望した趣旨を全く本当に酌み取ってくれていないという状況下にあるところであります。

本当にこのまま素直に20%なんていったら大変な状況になるわけあります。かといって、うちの一般会計が出せるかといったら、もう財政の限界に来ていますので出せない状況もあるわけありますから、ここのところはしっかりそのことを北海道に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 町長が憤慨されるほど一方的なやり方だということが、今はっきりしたと思うのです。私も、そのことには本当に憤りを感じております。それで、納付金が今度決められまして、それは集まる集まらないに関係なく100%納入が義務づけられるわけですよ。平成25年度の全国平均収納率で約90%だということです。そうすると、一般会計の法定外の繰り入れで埋めるか、今まで以上に繰り入れをするか、もしくはその市町村が持っている基金で穴埋めをしてそれに対応するか、そうでなければ新しい都道府県の安定化基金というのがつくられますから、そこから借り入れるか。だけれども、借り入れたものは返さなければなりませんから、これも次年度以降の保険料値上げにつながってくるのではないかなと危惧するのです。納付金が100%になるようにするためには、もう保険料を上げるしかない、ということにつながっていくのではないかなと思うのですよ。

それで、こういう今のような制度というのは、国保がもうこれ以上負担できないからという、大変だという構造的なことで、問題があるので考えられた制度の一つ、私たちはそう思いませんが、国や道はそういうふうに言ってくるのだと思うのです。ですけれども、国保の構造的な問題解決にはならないのではないかなと。もう最初の段階でそういうふうに思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 国保を安定的にどうやって運営していくかということでもありますから、北海道全体でかかる医療費を該当する人たちで負担をしてもらう。これがやっぱり安定的に運営していくのだという趣旨はわかるのですけれども、そこでやはりその結果、個人の保険料が上がって負担になるというところ、ここのところはやはり議員もおっしゃったように50%あったやつが、今、国費で23%でしたか、そこのところにメスを入れないと解決しない話でありますから、現状の中でみんな、北海道全体で割勘、払うのだよということはわかりますけれども、それだったら解決しない話でありますから、国にこの保険制度についてしっかり要望することが大事だというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 今、ガイドラインで統一保険料ということまで踏み込んだ議論もされているのですよね。それで、この保険料水準を統一するという、統一保険料というのは批判が多くて、これは取りやめたのですけれども、保険料水準の統一ということで今言ってきているのです。

それで、国保新聞の今年の7月8日号を見ますと、2つの都道府県で一本化するかどうかということを検討しているというような記事が書かれているのですけれども、この2つの都道府県という、そのどこかということは非公表なのですよ。ただ国保新聞にはそういうふうに書かれているのですけれども、北海道がその1つに入っているとか、そういう心配はないのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 済みません、ちょっとその情報を見ていませんので、申しわけありません。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 町長は今一般会計の繰り入れというのはもう町の財政からいっても、これ以上は無理だということをおっしゃいましたけれども、納付金は100%納入しなさいと。そして、町の一般会計からの繰り入れも、もうこれ以上はできませんというふうになると、あとはもう保険料を上げていくということ以外になくなると思うのです。

だから、私は国庫負担を増やしてもらうこと、これをもう求めていく以外にはないと思うのですけれども、ただ、一般会計の法定外繰り入れについても、好ましくないとか、そういう言い方を盛んにしていますよね。だけれども、これまでどおり市区町村の裁量でできるかどうかということ、これも議論になっているところなのです。厚生労働省では、これまでどおり市区町村の裁量でできるのだと、いろんなものを読みますと繰り入れはだめだとか好ましくない、するべきではないとい

うふうに書かれているのですけれども、では法的にそういうことをきちんと厚労省で言っているか
というと、そうではないのですよ。

それで、調べてみましたが、ガイドラインの中にはいろいろと書いてあるのですけれどもね、技
術的な助言で法定外繰り入れを禁止すること、これは法的にもできないということ、要するに法的
な拘束力はないのだというふうに言われていますけれども、これは2016年の3月24日、厚労省の国
民健康保険課企画法令係の舟津係長という方が、拘束力はありませんということを言っているのだ
です。ですから、国保の保険料の負担が重過ぎると、これ以上の保険料負担は大変だし、一般会計の
繰り入れはできないしということだともう八方塞がりになりますから、やっぱりできる範囲での一
般会計の繰り入れというのは今後もやっていかないとならないと思うのです。それをしながら、国、
道に対してもきちんと財政措置をしてくれということを求めていくという姿勢が大事かと思いま
すけれども、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ほかの市町村を見ますと、国保会計の料金ですとか税率については、やはり時
代とともに変化をする都度、料金の値上げ、率の改正を行ってきているところであります。本町に
おきましては、もう10年以上据え置いてきているところであります。これは地域、地域の実情があ
って、そういうことで据え置いてきているのですけれども、やはり国保会計の中で適正な負担をし
ていただくというところはしていただかなければならない時期に来ているのではないかというふう
に思っております。

今回このようなこととは別にしても、やはりもう10年以上値上げしていないというところも、国
保会計とそして一般会計が財政危機に今陥っているということを鑑みて、やっぱり取り組まなけれ
ばならない事案だというふうには思っています。しかし、今回、都道府県化になるに当たって、も
う20%という数字が出ましたから、本当にそのところは大変な状況なので、今までも純然たる赤
字の部分は、27年度決算で7,500～7,600万円あるのです。法定外を除いてそれは純然たる赤字で一
般会計から真水で出していますから、そのところはやはり今までも出していますから、その分も
視野に入れながら、そのことも増えないように何とか、増えないようにというか、今までも支援し
ていますから、それをやりつつ、議員がおっしゃったように国に向けてしっかり要望してまいりた
いというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） それから、国保法の44条の関係ですけれども、町民の収入状況も厳しいと。そ
ういう中でやっぱり病気になる方というのも、これはもう幾ら健康に気をつけていても悪くなると
きはなるのですよね。そうなったときに、経済的な理由で病院にかかれないと、そして手おくれに
なって重症になったとか、あるいは亡くなったというような事例があちこちで聞かされていて、

私も以前にやっぱり病院に行くお金がないということで、自宅で寝ていたと。その人はやっぱりお金がないから行けないのだけれども、そんなことをしていたらもう大変だということで、この制度を教えてあげたこともあるのです。

そういうことが非常に問題になりまして、2010年9月に国の基準が見直されているのですよ。広尾町で今設けている施行規則ですか、それを見ましたら、以前の国の基準なのですよ。それで、2010年9月に自治体が減免を行った場合に、半額を国が負担する措置がとられて、災害だとか失業だとか収入の激減、こういうのは広尾町も基準にしていますけれども、それを恒常的な貧困者も対象にするというふうに広げているのです、範囲を。そして、2010年9月13日の参議院厚生労働委員会の政務官の答弁でも、恒常的な貧困者を対象にするということで、自治体による上乗せは望ましいことだという答弁があるのです。それを受けて、多くの自治体で基準の見直しをしているのです。

実際に苫小牧市でも、国保を滞納している人も対象に加えて、そういう人も受けられるようにしたと。入院代がかかって生活が大変だという、そういう人たちも対象にしたと、そういうことで、本当に助かったという声がたくさん届いているのです。実際に病弱の方で、奥さんと公営住宅に2人暮らしをしている方が、去年の7月のある朝、自宅で意識を失ったと。だから、救急車で病院に運ばれて、そしてこの制度を使って治療を受けることができたのだけれども、その人は元気になったときに何と言ったかといったら、自分が意識不明になったから救急車で運ばれたと、でも意識があったら、病院代が払えないから病院に行かないと言ったというのですよ。

だから、そういうことをやっぱりなくしていくためにこの制度があるので、ぜひそういう基準を変えることで、多くの自治体が今までそれこそこの44条というのは以前からもありましたけれども、利用されるのは本当に何年に1人とか、広尾町もそうだと思うのです。それしかなかったのですけれども、今は多くの自治体が、赤平では117件も1年間利用がありますから、そういう人たちを救済しているということだと思うのです。せっかくある制度ですから、やっぱり利用しやすいような、そういう制度にしていくべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この制度につきましては、議員のほうから去年、一般質問だったでしょうか、予特だったでしょうか、質問がありまして、すぐ住民周知についても、医療機関にポスターをつくってそれぞれ住民に周知したところであります。そして、去年の実績では3人の方がこの制度を活用いたしまして、一部負担金の減免をしているところであります。

この基準につきましては国の制度に倣ってこれまで運用してきておりますし、今回、2010年ということでありますから、もう一度国の制度とうちの規則、精査をさせていただきまして進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 次に、学校給食費の保護者負担の関係ですけれども、私も主婦ですから買い物に行くのですけれども、本当に今、物が高くなっているのです。キャベツ1個440円もしたり、大根1本が400円もしたりとかということもあったりして、そのときによって金額は変わりますけれども、食材の調達という点では本当に苦労されていると思うのです。そういう給食費、食材に係るものは給食費というふうに言われていますけれども、やっぱり給食費というのは、できるだけ負担が少ないようにしていただければいいかなというふうに思うのですよ。

そこで、今、先ほど1次質問で言いましたように、この間、学校給食費の保護者負担を軽減しようということで、いろんな形で助成する自治体が増えてきているのです。3月議会のときにも、そういうことで町としても考えるべきではないかということで質問をさせていただきました。

それで、全国のいろんな助成をしているところを調べてみたら、広尾町でシシャモを送っている東京の荒川区、ここも区独自の助成をしているのですよ。食育推進給食補助として、小学校1人1食300円を3回、中学校1人1食330円を3回、1人1食当たり米の現物支給ということで44回分、月にして203円の助成をしているのです。だから、こういう独自に自治体として給食費の負担を軽くしようというところが増えてきているという状況にありますので、本町としてもやっぱりそういうことを考えていく時期に来ているのではないかなと思います。

それで、就学援助の周知ももちろん大事だと思いますけれども、一定の基準がありますから、その前後の方というのはやっぱり大変な思いをしながら負担をしていると思いますので、ぜひこれを機会に具体的に前に一歩踏み出すような検討をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） これまでも再三このことにつきましてはお話をいただいているところでございます。ですが、先ほどもお話しして、また同じ繰り返しになるかと思いますが、町の行政執行、特に教育に限って申しますと、非常に今、学校施設の耐震化ということで、本年度広尾中の体育館ですとか、また、来年度以降は豊似小学校の改築ですとか、さらには老朽化した教育施設、関連施設の解体も含めまして、給食に限って言えば、給食センターのボイラーの改修ですとか、非常に早急に進めなければならない事業が山積、数多くあるところでございます。このような中にありまして、今お話ありました就学援助制度のそういった町費負担ですとか、現在、中学校まで支給をしております児童手当にも学校給食費が含まれているところでございます。

各管内での町村あるいは東京都荒川区のお話もございましたけれども、とにかくまずはそうした、まず子どもたちの安全・安心という学校環境、そういった部分の対策を講じた上で、今後またこれらにつきましても、他町村のそういった動向なども踏まえながら見させていただきたいなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 教育長が言うように、さまざまなことで耐震化だとか改築、取り壊し、その他いろいろあるといいますが、それはそれとして必要なことですから、ぜひやっていただきたいと思うのです。ただ、子どもの教育、子育て支援ということを考えたときに、やっぱり負担を減らしていくということでの具体的な、十勝管内でも無料化にしている自治体がこれまではありませんでしたけれども、ここ数年で増えてきていますよね。そういうことがあったときに、やっぱり帯広から離れた広尾町で生活をし子育てをしている、そういう人たちにとって、広尾に住んで広尾で子育てをしていけるという、そういう励みにもなるというのが、子育て支援をどこまで取り組んでいるかというのも1つの目安になると思うのですよ。

そういうことを考えたときに、これは後回しというのではなく、ぜひそれも、校舎の改築だとかそういうことももちろんですが、教育費の父母負担を幾らかでも軽くしていくということで、全額無料にしないとやっているわけではありませんので、そういうところからやはり手をつけていく、頭の中に入れて対応していくということが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） ご質問のとおりだというふうに私も受けとめているところでもございますけれども、これもこの話が出るたび、いつもお話をさせていただいておりますけれども、特に教育支援ですとかそういった部分、子育て支援も含めまして、議員さんご承知のように、本町の就学援助、認定基準、生活保護基準の1.5倍ということでも、これは本当にまだ管内でも数町村しか対応していない状況でもございます。

それぞれの町村でいろんな子育てあるいは教育支援というのが政策としてあるのかなというふうに思いますけれども、何度も繰り返して申しわけないのですが、本町といたしましては、そういった、先ほど来からお話を申し上げます町の財政状況なども鑑みながら、十分全額負担補助ということではなくても少しずつのそういった支援ということも含めて検討させていただきたいとは思いますが、何はともかく再三お話を申し上げますように、十分財政的なことも含めて、今後それらの軽減実施に向けて慎重に判断をさせていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 次に、6番、山谷照夫議員、発言を許します。

1、6番（山谷） まず初めに、野菜高騰による学校給食への影響について教育長に質問します。

この春から天候不順に加え、8月に相次いだ台風の影響で管内産地の野菜の出荷量が減り、野菜の価格が高騰するなど、十勝管内の学校給食にも少なからず影響を与えていると、この11月の勝毎で報道されております。その中でも特に葉物野菜が顕著で、ハウレンソウやキャベツの卸売価格は昨年比べて1.4倍から1.7倍とも言われ、本州では給食の中止を一時的に検討した自治体もあるようです。私も町内の商店やスーパー等に妻の買い物の持ち運びのためにお店などに行く機会

も少なくはありませんが、店頭で目にする野菜の価格は昨年同期と比較すると、この男の私の目でも高騰が感じられる現況にあると思っています。

このようなことから、次の３点について伺います。

１点目として、広尾町の学校給食の今の現状と今後の影響は。

２点目として、十勝管内の各市町村は、地場産、いわゆる管内産の野菜を多用していますが、広尾町の場合は地場産と管外産の割合はどのようになっているか。

加えて、地産地消の今後の取り組みについてを伺います。

３点目として、野菜の仕入れ先を地場から管外に変更するなどの対応をしている市町村もありますが、広尾町の給食、食材の今の仕入れ現状について伺います。

次に、ふるさと納税（寄附金）の活用方法について町長に質問します。

平成27年度広尾町のふるさと納税の実績は、件数5,438件、総額7,911万円と、大幅増となっております。平成27年には「ひろお未来塾」の塾生からインターネットサイトの充実、返礼品の魅力向上や年間２億円を目標とする提言を受けており、町職員ら４人が先進地の事例を学ぶために、平成26年度において１位長崎県平戸市14億6,272万円と２位の佐賀県玄海町10億6,662万円を訪問しておりまして、安定的な寄附の受け付けや返礼品発送などの体制構築に役立てていると思っています。昨年11月、勝毎にそのことが報道されております。

なお、平成28年度の実績状況は、10月末現在、件数1,553件、金額1,824万2,001円で、前年同期と比較しまして4.4倍となっております。

このことから、次の３点について伺います。

まず、１点目として、多くの自治体の中から我が町を選んで納税してくれた方々の行為を無駄にしないためにも、収入の一つとして捉えるだけでなく、活用してこそ意味があると思っていますが、その活用方法についてはどのように考えているのか。

２点目について、地元の特産品を送るなどしている自治体も多く、我が町でも同様の仕組みで対応しています。寄附ということだけでなく、地元特産品のＰＲ手段と捉えている自治体もありますが、今後どのような対応を考えているか。

３点目として、ふるさと納税を今後増やしていくため、町職員らが先進地を視察しているが、今後はどうそれを生かそうと考えているのか。

協働のまちづくりは、町民の政策が反映され、まちづくり参画意識の高まりや広がりこそが重要であります。今行っている「広尾町まちづくり活動支援事業交付金」制度も伸び悩んでいると思います。この今ある事業を改善する考えはどうか。

そして、ふるさと納税（使途・特に指定なし）の一部を活用した特別枠で、町民が提案した事業に充てる「町民提案予算」を設けてはどうか、このことについて町長に質問します。

１、議長（堀田） 答弁、笹原教育長、登壇願います。

１、教育長（笹原） 初めに、野菜高騰による学校給食への影響について、大きく３点について答

弁をさせていただきます。

初めに、1点目の広尾町の学校給食の今の現状と今後の影響であります。8月の台風の影響により野菜の価格は高騰しておりますが、本町としましては、今のところ栄養摂取基準も見ながら献立を工夫し、価格変動が少ない野菜の購入あるいは安価な冷凍野菜を選定し対応しているところでございます。

また、給食センター、特養、養護老人ホームで給食物資を共同購入し、見積もり合わせで単価契約を行っているため、比較的安価で購入することができております。そういったことを踏まえ、今のところ今後への影響は少ないのではないかとというふうにも考えております。

次に、2点目の野菜の地場産と管外産の割合、また、地産地消の今後の取り組みについてでございますが、本年度は4月から8月までは地場産、いわゆる管内産では2割から3割前後、9月、10月は5割前後、11月は約2割の割合でございます。

地産地消の今後の取り組みでございますけれども、先ほども旗手議員さんのご質問の際にもお答えをさせていただきましたが、これまでも「ふるさと給食」において漁協さんや農協さんより食材の無償提供をしていただくなど、献立を工夫し、地産地消の取り組みを行ってきております。今後におきましてもご支援をお願いし、この取り組みを続けていきたいというふうに考えております。

最後になりますが、3点目の給食食材の今の仕入れ状況についてであります。町内業者から野菜を仕入れているほか、管外の冷凍野菜も仕入れをしている現況でございます。

給食食材の仕入れにつきましては、今後におきましてもこれ以上大きな変化がないものと期待をしておりますが、いずれにしましても本年度の学校給食においては、給食物資の共同購入や献立の工夫、購入食材の選定も考慮しながら、できるだけ野菜高騰の影響を最小限にとどめ、保護者の負担増とならないよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて答弁、村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 私のほうから、ふるさと納税の関係について答弁をいたします。

まず、1点目のふるさと納税の活用方法についてであります。

寄附金につきましては、広尾町の魅力あるまちづくりのため、寄附金の使い道を5項目に指定をしているところであります。1点目は「教育・文化を高める地域づくり」、2点目は「健康でしあわせな地域づくり」、3点目は「快適な地域づくり」、4点目は「活力ある地域づくり」、5つ目は「みんなで歩む地域づくり」、この5項目の指定をお願いしているところでありまして、また、用途を特に指定されない方もいるところであります。

寄附金の使い道を明確にして公表していくことが大切なことであると考えております。指定された5項目での事業展開を今後考えていきたいと考えているところでありますし、寄附をしていただく方の思いをしっかりと受けとめて、まちづくりに生かしたいと思っております。

2点目であります。返礼品としての特産品PRの関係であります。

昨年度は年間を通して60種類の返礼品を町内7業者で海産物を中心に用意をいたしました。

本年4月26日には、ふるさと納税返礼品の説明会を開催して、町内21の業者の方の参加をいただいております。

今年度は11月末で、160種類の返礼品を町内の21業者で用意させていただいているところであります。今年は6月に豊漁のトキシラズを返礼品に、町内5社の協力を得まして、品ぞろえを充実させたところであります。海産物のほかに牛肉、パン、シイタケ栽培セット、木工製品、ジビエ、お酒、それからお墓の掃除など、町内の特産品で返礼品を充実させているところであります。

今後も町内業者と連携して、返礼品の中で町内特産品をPRしていきたいと考えております。

3点目の先進地視察の活用についてであります。

ふるさと納税の拡大を目指すため、実績のある先進地の取り組み状況等を視察したところであります。

視察の内容といたしましては、返礼の特徴として返礼率、それからポイント制度、返礼品のカタログ、それからサイトの登録、システムの運営契約による受発注管理、2つ目は、ふるさと納税受注体制、これは職員の組織体制の関係であります。3つ目は、ふるさと納税業務のフローチャートとして、寄附から発送までの流れの研修であります。

これらの内容をもとにいたしまして、役場内部での職員体制、業務の内容、管理システムなどについて検討したところであります。

次に、「町民提案予算」についてであります。

「広尾町まちづくり活動支援事業交付金」、この制度の目的が、町民みずから有する知識や経験、能力を生かし、自主的に行う公共性のある事業や活動を行う「まちづくり活動団体」に対し交付金を交付して、地域の活性化と振興を図るものであります。活動分野ごと最長5年間支援をするものであります。

今後におきましても、この制度の周知を図り、積極的に活用を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

山谷議員。

1、6番（山谷） 野菜高騰による学校給食への影響についての再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、共同購入だとか、あるいは今後においては影響は少ないと、こういうご答弁も

いただきました。報道によりますと、町村部の関係者においても、この高騰によるピークは過ぎたのではないかという感じもあるということも報道されておりますけれども、十勝全体、広尾町においても、今後メニューに苦心はするということだけは私はやっぱり考えられるだろうと思っています。そんな観点から、今後、物価高騰がおさまらないで、また引き続いてこういう高騰があり得る場合は、町費の投入なんかというのはあり得るのかどうか、その1点についてまずお伺いしておきます。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） ただいまのご質問でございます。今後、物価高騰がおさまらずに続いた場合、町費の投入はあり得るのかということでございます。

このことにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、最大限の努力をしていかなければなりませんけれども、今後ご質問のような状況が生じた場合におきましては、緊急的なこともございまして、本年度に限っては、町長あるいは町部局、財政部局とも協議をしていくことになるかというふうに思っております。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） また、1次質問でさせてもらった地産地消の関係なのですがけれども、今後そういう地産地消を図る上からも、積極的に今までやってくださっているふるさと給食の拡充については積極的に考えたり支援を求めたりお願いしたりするということは、やっぱり今までと同じようなことでよろしいかどうか、その辺お願いします。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 今お話ありましたように、今後、可能な限り地場産の食材を使うとともに、関係機関のさらなるご支援をお願いしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） この野菜高騰の関係でいきますと、その深い大きな課題だとか問題だとか今後もし心配、私はこれ今回質問をさせてもらったのも、食育といいますか、給食といえどもそれは大事な食育という観点でやっぱり大事なもので、そういう観点で質問させていただいたわけでありまして、この関係については最後の質問になるかと思いますが、本年度の教育行政執行方針の中で、給食に関して食育に努めるということにその文言の中でなっています。

そういうことで、本年度これからの予定も含めて子どもたちへの指導はどのぐらい行っているの

かどうか、執行方針の中にある文言の中での本年度これからの食育に関することに対しての子どもたちへの指導は、どれくらいの時間を持っているのかということをお聞きしたいと思っています。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） ただいまのご質問でございますけれども、通常、栄養教諭が食育指導に当たっている時間でございますけれども、本年度小学校では年間20時間となっております。また、このほか、担任によるそういう給食時間においての食指導も随時行っているところでございます。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 最後に、執行方針の中で昨年から始めた広尾高校への給食の提供であります。

執行方針の中でも教育長が述べておりますとおり、非常に好評であるということをご承知のとおりであります。そういうことで、執行方針の中で引き続き行っていくとなっております。これから、この先も引き続き高校への給食の提供についてはまた実施していくというような考えはあるかどうか、確認して終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） ただいまのご質問です。現在のところ約6割の生徒さんが給食等を利用しているところでございます。この数が極端に減らない限りは、これまでどおり給食の提供をしていきたいなというふうに思っておるところでございます。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） それでは、2つ目のふるさと納税寄附金の活用関係のことの2次質問をさせていただきます。

先ほど1次質問でいろいろ答えていただいています中で、ふるさと納税に寄附していただいたその使途内容においては、皆さん知ってのとおり5項目がありまして、それが基金という形になっているのかなと。これ私ちょっと私なりに認識している部分で今お聞きするのですが、5項目あると、そのほかに特に指定なしということで、実際6項目になろうかと思っています。

それで、このふるさと納税事業の概要についてちょっと私なりに認識させていただいている部分なのですが、平成27年度は急激に大幅増に伸びたと。職員の皆さんの努力でやっぱりあそこまで急激に伸びたと。そのとおり伸びたわけでありまして、27年度の決算では7,911万9,202円とこういう大きな数字で、件数も5,438件と、これはもう事実でありますから、やっぱり皆さんのご努力だと私は敬意を表します。

その中で、平成27年度の実績の5項目の部分、それは4,632万円、この4,632万円のうちの約4,000万円がそれぞれの5項目に基金となって今あると、こういうことですね。それで、特に指定なしのところは昨年度は3,279万円、この3,279万円が平成28年度のふるさと納税事業、それ総額で予算が4,252万円、その中のふるさと納税謝礼、いわば返礼品に約3,200万円が充当されて今年事業をやっていると、こういう概要なのですが、これが私の認識が間違っていると、これからの再々質問に大変ご迷惑をかけることになりますので、このことについてそのとおりで間違いないですよということだけを、もし町長にご確認だけさせていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） そのとおりであります。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） それで、今そのとおりということで回答をもらいました。

それで、皆さんも知ってのとおり、このふるさと納税について、賛否両論なわけです。私も今までずっと関心を持ってやってきた中で、やっぱりいろいろなのですね。皆さん知ってのとおり、私が言うまでもなく、ふるさと納税を3つで大きく分けると、ふるさと納税は名前のとおり自分のふるさとを応援して貢献する仕組みだということで導入されている。もう一つは、自分の生まれた故郷ではなくて、お世話になった自治体や応援したい自治体なども対象になりますと。それから、3つ目は、縁もゆかりも何もないけれども、単に返礼品が、広尾町の特産品がすごいからそこに応援させてもらおうと。大きく分けて私はこの3点だと押さえています。そういう観点で、これからちょっと質問の中で、こういうことを確認した上で、私させてもらっています。ちょっと思っています。

それで、公にも出ていることですからあれですけども、まず1つは、ふるさと納税即刻廃止論を言っている人がいます。これは皆さんも知ってのとおり慶應大学教授片山善博さんであります、これはもう来年度の税制改正では一番にふるさと納税を廃止するよう提言したい、こういうことを公言しているわけですね。片山先生も言っているとおり、したいけれども、私はそう思っているけれども、制度がある以上はそれを活用する手は、しないわけにはいかないと。私もそのとおりで今ここで言っているわけです。

それで、なぜ片山先生もそう言っているかといったら、本来の導入された私3つ言った1点目の大事なところ、本来の部分なのですけども、総務省のホームページにはこのことが1点目にもう載っていますけれども、2点、自分のふるさとでないのだけれども、そういう活用できるのですよということが総務省のホームページに載っているということなのですね。だから、私が思っているとおり、そのとおりなのです。職員の皆さんも、そのとおりなのです。だから、せっかくのそういう制度があるから、それを活用してよりいいものに、広尾町の将来のために活用できる、そして全国の皆さんが応援してくださる、そういうやっぱり意味合いのあるふるさと納税ということなの

ですが、今言った即刻廃止論という人もいます。

それからもう一つは、皆さんも道新等々で見えてきておりますとおり、この鉄路の問題で「地域の鉄道を考える」というシリーズの中で、石北沿線ふるさとネットワーク副代表中川さんという方が言っているのですけれども、「10年前になくて今ある制度に応援したい自治体に寄附するふるさと納税がある」、そして「年に15億円以上の寄附を集める自治体もあり、一部をJR資源に充てることを提案したい」と、これは賛成の方ですよ。そして、そこで言っているのは「寄附者には返礼品として、地元だけで使える『地域通貨』を贈り、その地域に行くために列車を乗ってもらえればJRの収入増にもなる」という、こういう提言あります。

それから、もう一つとして、皆さん知ってのとおり、北海道美唄市でありますけれども、受動喫煙防止法を条例化して、その条例制定して受動喫煙防止への活動を希望するふるさと納税が相次ぎ寄せられていると。

この専門家は、これをどう分析しているかということ、制度の本来あるべき姿だと評価しているという、こういうことが報道されているわけですね。だから、これは、私もこの3つは間違っていないだろう、それぞれの立場でお話しされているということは認識します。

そんなことで、こういう今前段で言ったことを認識しながら、これからちょっと質問させていただくことになるのですけれども、先ほど答弁いただいた中で、今回、私が通告させてもらうのが11月30日までの通告なものですから、10月末現在で先ほど私が言っているわけですね、10月末現在の広尾町のふるさと納税。それで、きょうはもう12月ですから、11月末現在の直近の数字は出ているだろうと想定されます。そんなことで、もし数字が出されているなら、直近11月末の寄附金の実績について町長に1つ伺います。

それから、もう一点は、東京のある北海道広尾町のゆかりの出身の方で、高齢者の方の声であります。やっぱり自分のふるさとへの思いがあって、ふるさと納税を納めたいと。だけれども、高齢者のためにインターネットは使えない、これどうしたらいいのだろうかといって、その人は悩みに悩んで、若い人でやれる人、できる人を見つけてお願いして申し込んだと、こういう話も私はちょっと耳にしたことがあります。それなので、方法としてはきっといろいろあるのでしょうけれども、インターネットを利用できない高齢者の申込方法はどうかと、これが2点目であります。

それから、3点目であります。

実は私もこれを今回質問させてもらうのに即、通常何かというとパンフレットというのが頭に浮かぶのです。パンフレットないかなと思ってパンフレットといたらなかなかそれはなくて、インターネットでいろいろ引き出さないと、申込方法とか、あるいはどういう産品をどこでどう取り扱っているのかというのが出てくるということで、この間も、これも勝毎にも出ていますが、大樹町でも顔の見える今後パンフレットを作成していくと、それでユニークな取り組みをしていきたいということもコメント出ていますとおりですね。だから、やっぱりパンフレットが必要なのだろうなと。経費はかかると思います。だから、結局ふるさと納税事業の中身がよくならないと、そういうところにも金は回すことは不可能なのかなと、私この一般質問するのにいろいろと資料を集めてみて、そんな思いはあります。

それで、ぜひこの今言った3点について、町長に率直な意見をお願いしたいと思います。お願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、1点目の11月末の数字であります、件数で3,022件であります。寄附金で4,267万円となっております。

それから、2点目の高齢者がなかなかインターネットを使えない中での申込方法でありますけれども、電話で問い合わせをしていただければ、その方に申込書とか納税申込書の概要を書いたものとか、それから本町の返礼品のリストなどを郵送させていただいて、そして申し込んでいただくと、こんな手順を今踏んでいるところであります。

3点目のカタログ等のことでありますが、他の自治体では今言ったようにカタログとかパンフレットなど作成している自治体もありますが、本町においてはそれらの作成には至っていないところであります。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 率直にまだ広尾町のこの事業を展開してから、この制度ができてからもう何年にもなりますけれども、広尾の場合は率直に取り組みが遅かったというより、応援してくださる関係の人が少なかったのかなということがありますけれども、この近年一生懸命取り組むようになったりして、PRをしたりして、ここまでようやくこぎつけたのだらうなと思っています。

ですから、事業そのものの展開は、それぞれの基金に合計で4,000万円があるということなのですが、やっぱりこれからはその4,000万円の、どれくらいまでたまったり、どれくらいまでの期間になったらそれを今度実行といいますか、どういう事業を起こしていくのかとか、こういうことをやっていきたいのだというような、具体的にとまで言いません、やっぱりもう少し明確化したというか、あるいはこの程度になったらこういう事業にやっていかなければいけないというようなことです。

それで、私は、やっぱりそういう事業を展開するときには、せっかく我が町を応援してくださるふるさと納税のそういう寄附者のためにも、やっぱり皆さんに英知を絞って斬新なアイデアというか発想、そして今よく言われる柔軟な思考といいますか、そして最後には町長にもなろうかと思えますけれども、決断力という、こういうものがまちづくりにはこれから必要になってくるのではないかと。町長部局も私も、やっぱり広尾町の将来をどうしていったらいいのか、これだけやればいいのかというものではなくて、あれもこれもいろんな角度でやって、初めて広尾町の町ができ上がっていくわけで、その中のこのふるさと納税寄附金の活用というのも、これから制度がある限り、さっき言った廃止になるのかどうかは別としても、ある限りやっぱり一生懸命取り組んで、広尾町の財政について潤えるような取り組みをしていってほしいなという願いと願いが私は強くあります。

ずっとこれ関心を持ってこれまでやって私なりに来たのですけれども、今、取りとめないこんな質問をしていますけれども、私の思いはそういうことであります。

それで、このふるさと納税も、先ほど前段で言ったやっぱりまちづくりの一環で、町長の心意気もあるだろうし、今、町政に携わっている中で、何といたってもみんなで町をつくるということはいつもよくあちこちで出るわけですからけれども、聞くわけですからけれども、今年28年度の町政執行方針の中にちょっと触れさせていただきます。

執行方針の中の5番目で「みんなで創るまち」と。こういう中の（１）、協働のまちづくり・将来を担うひとづくりと、こういうふうにあります。その中の要点だけなのですが、「そのため、地域コミュニティ活動の中核となる町内会連合会やボランティア団体などを支援するとともに、行政と町民が『共に考え、共に行動する』協働のまちづくりを推進してまいります」と町長がここで所信を述べているわけでありまして。そしてまた、「昨年実施した『ひろおサンタランドマラソン』は、多くの町民や企業、行政が一体となって取り組み、成功をおさめました」と。私もそのとおりだと思って認めたと思っています。皆さんのご努力に、こころを敬意を表します。それで、「今後もこうした機会を数多く提供するなど、町民一人一人が参加しやすい環境を整えてまいります」と、こういうふうに「みんなで創るまち」で言っているわけですね。

それから、2つ目のところでは、「人口減少と少子高齢化に直面している中、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材確保が特に重要な課題となっている」と、こういうふうになっている中で「地域づくり・まちづくりに参画できる人材を育成する『ひろお未来塾』を開講しました」と。これは平成25年から26年の2年間の集大成として、そして提案を受けていただける「広尾町生き生きプロジェクト」が引き継いだわけですね。これを今度具現化していくわけですね。未来塾で提案したものをここの事業で、生き生きプロジェクトでこれから具現化して進めていくと、こういうふうに町長は言っているわけです。

それから、3点目には、やっぱり財政の関係は絶対必要なことでもありますので「効率的な財政運営」ということで、本町の平成27年度末の町債残高については、全会計を合わせ約170億円と高い水準にあります。また、元利償還金の状況は、港湾債を含めて今年一括返済や今後さらに増加していきますよと。私もそれは理解しています。「平成28年度は、第5次まちづくり推進総合計画の全面的な見直し年度であり、これに伴う財政収支計画の見直しを行います」と、そして「将来の世代に大きな負担を残さないよう、安定した財政の自立を目指し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります」と、私もそのとおりだと思っています。

私、今この協働のまちづくりと、それからさっき今の言った財政の関係と、それから人材育成の未来塾と生き生きプロジェクトの関係について、町長の思いとか、そういう熱意があるところをまずお聞かせしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前段ふるさと納税でお話をいただきました。いろんな賛否両論あって現在に至

っているわけでありましたが、私どももやっぱり広尾町を応援したいという多くの方々の気持ちを受けて、この制度の活用に至っているところであります。去年の実績、前年対比でいけば11月末でもう件数で4倍、それから寄附金で3.5倍、職員が一生懸命やった結果でありますけれども、そういった成果も今上げて、多くの人に応援をいただいております。

よく使途について議論があるところでありますが、私どもは私どもが広尾町をこれからさらに発展させるために応援をいただくということでありまして、純粋に応援をしていただくというものでありまして、ほかの町村それぞれいろんな形態があるのですが、新たに何か事業を起こしたり、いろんなことをやっている町村もあるようでありますが、この制度をやはり一過性のものだというふうに捉えなければだめだというふうに思っておりまして、例えば扶助費的なものに入れると、この制度がなくなってもずっと続けるというふうになってしまいますので、その使途は慎重に考えて使わなければだめだというふうに思っています。

現在考えているのは、やはり応援をしていただくわけでありまして、現在の行政運営にやはり応援をしていただくという、純粋にそういうふうを受けとめて今やっているわけでありまして、新たにこの事業をやるというところはまだ打ち出していないわけでありまして、しかし、何らかの形でそういったことも考えなければならないという気持ちはあるのは事実であります。

それから、協働のまちづくりのお話も伺ったところであります。何といたっても財政が厳しくなっている中で、今までは行政だけで、行政に依存をしていけば行政は行政で国からお金引っ張ってきていろんなことができたのですが、そういう環境にないものですから、やはりこれからの町を運営していく上では、やはり住民の方とそれから行政としっかり役割を持ちながら、それぞれ役割を果たしてもらう協働のまちづくり、これが必要だというふうに思っております。住民の方は自分たちのできることは自分たちでしっかり汗をかいてやる、足らないところは行政が補うという、そんなところがぜひ必要だというふうに思っているところであります。

マラソン、例を挙げたところでありますが、何とかやっぱり町を活性化させようという共通の目的で、住民の方はボランティアを率先して頑張っていた。行政は行政でいろんな補助金を持ってきて、そして財源充当させた。そういった取り組みも、やはり協働のまちづくりのいい見本ができたなというふうに思っているところであります。やはりこういうまちづくりの仕組みというのは今後追求されていくというか、大事にしていかなければ、町の運営できないのではないかなというふうに思っているところであります。

それから、財政の問題も今言われたとおりであります。何といたっても180度というか360度、行政範囲があるわけでありまして、産業振興、経済、保健、福祉、医療、それから教育、いろんな分野があって、隅々までお金というのが財政というのは行き届かなければだめだというふうに言われていまして、もう人間で言えば血液だというふうに言われています。体の隅々まで血液が行かなければ成り立たないわけでありまして、そういった意味で財政をどうやって運営安定させるかということ、本当に必要なところであります。

何月でしたか、まちづくり計画を議員協議会に提案すべく準備をしていたところ、なかなか我々の事務手続が不備があったところで一回取り下げたという経過があります。今、一生懸命その精査

をして見直しているところであります。大変厳しいという状況は本当にあるところであります。その厳しさというのを口で厳しい厳しいと最近言うのですが、本当に厳しい状況に今立っているということ、そんなことも踏まえながら、やっぱりどうやってまちを住民の方と一緒につくっていくかというところ、大事なところだと思っていますので、しっかり取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 私3点、きょう、今回求めていますけれども、1点、2点の中でダブっているようなこともあって、今ここまで質問させていただきました。そんなことで、1点目のことは完結させていただいて、2点目の関係の部分については、質疑ではなくて説明、先ほど質問、答弁いただいたのですが、その使途、使い道の関係で5項目の基金となっていると。それを活用した事業はこれからとなるという認識でいいということで。そして、それはこれから皆さんの英知でいつごろ展開していくかと、こういうことで1点と2点目は終わらせていただきます。

それで、今1点、2点目のことをこうやって町長の所信もいただいたり、概要も私言わせてもらったり、みんなで共通認識の今地点に立った時点で、私が今3点目の最後の質問をさせていただきたいということで、よろしいですね。

それでは、3点目の関係であります。

先ほど答弁の中にもありました広尾町まちづくり活動支援事業交付金と、こういう制度なのですが、私なりにちょっと勉強させていただいたのですが、これは平成23年4月の要綱、条例ではなくて要綱ですよ。ですから、取り扱いは緩いのかなというふうに私認識するのですが、それでよろしいかと思います。これは財政は一般財源と、こういうことですよ。それですから、ふるさと納税も一般財源ということですよ。

そういうことで、この広尾町まちづくり活動支援事業交付金の関係で、ちょっとばあっと大事なところをゆっくり言いますけれども、「広尾町では、将来にわたって住み良く魅力のあるまちづくりを実現するため、『まちづくり活動支援事業交付金制度』を創設しました。この制度は、町民で組織される団体が自ら主体的に行うまちづくり活動に対し、交付金による支援を行うもので」と。この交付金というのはさっき言った一般財源ということでもありますけれども、「『初期活動への支援』と『継続活動』」という、これは自立というふうに捉えていいのでしょうかけれども、「『継続活動への支援』の2つのパターンを用意しています」と。

その事業の狙いは、「町民（団体）が行う公共性のある事業や活動に対して交付金を交付することにより、まちづくりへの町民参加を促進し、町民と行政による『協働のまちづくり』を推進することをめざします」ということでもあります。その協働のまちづくりは「住民と行政（役場）が相互の理解と信頼のもと」でやるのですよと、こういうことで、対象となる団体は「町内に活動拠点があり、ボランティア活動やNPO活動などを行う5人以上の住民で構成された団体、グループが対象です」と、こういうふうになっているわけですね。

そして、その支援の対象となる事業はもういろいろ健康からずっと教育からいろいろあります。地域の活性化や振興に貢献する事業として7つぐらいあります。そして、今言ったその「地域の活性化や振興に貢献する次の事業です」という中に、1つは健康だとか福祉だとか教育とか子どもの関係だとか観光だとか国際交流の関係ありまして、「その他、町長が認める公益性のある事業」とあるのです。これが1つ、ここもちょっと押さえておいていただきたいと思います。

支援対象事業の例として、病院や、「ふまねっと」や、ミニコンサートやら、子ども、地域の「食」や「自然」や、子どもの小学生に対する関係やら、いろいろあるわけです。

そして、初期の活動支援交付金として新規のまちづくり活動への支援ということで、交付金が対象経費10割以内、限度額25万円（1年当たり）で最高3年間ということでありまして、継続活動支援に対しては、対象経費の8割以内、20万円（1年当たり）、最高2年間と、こういうふうにあります。そして、この交付金の申請方法とかあるいはその手順ですね。事業計画書を団体が町に提出して、役場内の「広尾町政策等プロジェクト推進委員会」で内容を審査すると、そういうふうになっているところで決まったものがまた団体のほうにフィードバックされていくと、こういう制度だというふうに私これ押さえています。

そういうことで、私が先ほど3点目で質問させてもらったのは、この制度をもし伸び悩んでいる感があるとすれば、どうして伸び悩んでいるのか、そうしたら、どうやればそれが有効活用されていくのか、町民の皆さんがまちづくりに参画できるのかということがやっぱり大事になってくるので、もし伸び悩んでいることがあるとすれば、これから町長はそこはこういうふうにしていきたいとか、こうすべきだとか、そういうところがあれば後でお答えしていただきたいし、そしてもう一つ先進事例、これ私、時間あれですけれども、言わせていただきたいのが1つあります。

これは、ふるさと納税ではないのです。町民税の関係なのですけれども、それにかかわることで今ちょっと私が今回質問したのは、自治体はどこでも財政難に悩まされています。どこも、広尾町もそうです。これは私も認識しています。行政が必要と認めるものも予算化できないのに、今やらなければならないことが山積みでたくさんあるのに、何を私が今今回予算化したいのかと、こういう提案をしている。これは住民の提案を求めるなんてとんでもないと町長は思うかもしれませんが、そういうひんしゅくを買うかもしれませんが、そんなことはありません。何ぼ財政が厳しい中でも、いかに財政難の時代であっても、住民が夢と希望を持てる仕組みをつくって、住民みずからがまちづくりに参画しているのだという意識を高めるといことがまちづくりの要諦ではないのかというのが私の狙いであります。

そこで、道内の自治体N町の紹介なのですけれども、これは町民税の関係であります。町民税の1%を住民が提案した事業に振り向け、町民提案予算を持っております。これはまちづくりへの参加意識を高めてもらうのが狙いで、町民6人で構成する検討委員会が提案事項の中から実施事業を選定するものであります。この制度は平成11年度から始めたもので、町民税の予算額の1%を財源としていると。17年度には子育ての中の母親グループが応募した絵本に音楽を織りまぜる読み聞かせ会とか、絵本パフォーマンス何とかというのが採用されて、今、実際に実施されているようであります。

このことで、この町民税、広尾町の場合に例えてみますと、今年は広尾町の28年度予算、町民税が3億5,454万円、これが今年の町民税の広尾町の予算であります。そうすると、この1%充てると354万円がこのN町では町民に予算化していると、こういう事例があるということで押さえていただいて、広尾町がそれに合わせなければいけないというわけではありません。

そんなことで、私、今この2例を言ったのと、もう一つは、広尾町も高校生議会とかをやりました。あるいは十勝管内で、今、議会、町政ともこういう議会だとか懇談会とか意見交換会とか、いろいろやっています。新聞にも多々出ています。そういう町に対する子どもたち、高校生でも小学生でも中学生でも町民でも、そういう町に対する参画意識とまちづくりをしたい、こういうのはどうなのだ、提言、提案した、そういうことを吸い上げるもの、吸い上げたものを皆で検討してそれをまちづくりに生かしていくということができないか。そういうことで私が先ほど1次質問で言っている特別枠の新設ができないかと。ふるさと納税の先ほど前段最初に言った、特に用途が特に指定なしというのが3,200何ぼあるのを次年度のふるさと納税の返礼品に充てているわけですから、そこでは確保はできないのですけれども、そこを知恵を絞って一部こういうものに活用できないかと、こういう狙いがあります。

ですから、先ほど言った今ある交付金、現在ある交付金制度の見直しも含めて、私が言っているふるさと納税の寄附金の一部を活用して、合体して何かいい知恵がないかということが私が今回質問している最もの狙いがありますので、どうかその辺について答弁願いたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員さんのほうから先進地の事例も含めてご紹介をいただいたところであります。本当に素晴らしい取り組みだなというふうに思っております。何といたっても町を住民と一緒につくっていくためには、住民の方に十分な関心を持ってもらうこと、一番恐ろしいのが住民の方が無関心になることでありますから、そういった意味で、住民の方がまちづくりに取り組むきっかけづくり、大変いい政策だなというふうに思っております。

本町もそういうことで、平成23年に今ご紹介ありました広尾町まちづくり活動支援事業交付金の交付要綱を定めて取り組んでいるところであります。文字どおりご紹介あったように、自主的に行う公共的な事業、これが前提であります。あれをやれ、これをやれというのはよく往々にしてあることなのですけれども、自分たちがみずから主体的に計画をして実践もみずからやる、ただ、財政的に足りないところを支援してくださいという制度なものでありますから、ここのところをしっかりとこれから進めていきたいなというふうに思っているところであります。

ただ、今ある制度の使い勝手についてありましたけれども、23年度スタート時点では4件でありました。それから24年度、25年度まで4件の利用がありました。26年度からは2件にとどまっております。少し減ってはきているのですが、その今後の活用方法であります。今言ったやはりまちづくりに取り組む姿勢、行政が取り組む姿勢をしっかりと住民の方にアピールをしながら進めることも必要だなというふうに思っております。25万円限度に3年以内とかいろんな制限はありますけ

れども、そうやってまちおこしに取り組んでいただいて、その動機づけ、これが狙いでありますから、あとはやはり自立をしていただくことも大切であります。補助金目当てで事業をやったら補助金が切れたら事業がなくなる、これでは何の意味の事業なのかわかりませんので、しっかり動機づけは行政がやって、その後しっかり自立をしてもらう。そういった取り組みにしないとだめだというふうに思っています。そうしないといつまでたっても依存体質が抜けませんので、そういった趣旨でこういった事業を進めていきたいなというふうに思っております。

一例をいただきました。ふるさと納税の自由に使っていいお金で何とかできないのか、それもこういったことがまちづくり活動が積極的に、これ無制限でありますので、1団体25万円ですから、10団体出てくれば250万円になりますから、そういったことの財源にもふるさと納税をここに応援をするという、そんなことも考えられるのかなというふうに思っていて、いかに今ある制度を有効に住民の方にしっかり周知をしながら、そしてまちづくりに関心を持ってもらうような、そんな取り組みを強めていければと思っております。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 最後になりますけれども、町長の今の答弁のことは、これからその姿勢はぶれることなく、やっぱり邁進してほしいし踏襲してほしいと思います。

それで、今いろんな事業の関係というのは、ふるさと納税の事業はまだ広尾町としてはまだ自立できないような状況、発展途上のところにまだあるというふうに私ちょっと今回勉強させてもらってわかりました。これからは先進的になれるような、先進事例になれるような、ふるさと納税寄附金の事業になってほしいのと、最後に、今言いましたけれども、来年平成29年度からできるものはやっていく、できるものからやっていくという、そういうことを来年度から反映させていくと、できるものは反映させていってほしいと、こんなことを期待して私の今回の質問を終わらせていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

次に、10番、^{おだ}小田雅二議員、発言を許します。

1、10番（^{おだ}小田） 最初の質問は、町として無線LAN、いわゆるWi-Fi環境を広尾町全体に整備することについてであります。

今年9月議会での私の一般質問で、防災アプリや防災にかかわる天候、気象に関する情報の迅速

な取得などについて質問させていただきましたが、今回は、それらを可能にするためにベースとなるネット環境のインフラ整備についてであります。

災害時において、一般家庭のいわゆる固定電話回線が正常に機能しない場合にあっては、携帯電話やスマートフォンの端末のほうが正常に働く場面を目にします。そのいい例が、昨年10月の広尾町における強風時の1日停電であったと思います。電話に関しては、昔からの固定電話については大丈夫、つながりましたが、光回線に変えた固定電話については全くつながらず、電気もだめ、電話もだめという状態に広尾町は1日中置かれてしまったおうちがたくさんありました。だけれども、携帯やスマホについては正常に作動していたわけであります。

今後スマホがさらに主流となっていくことを想定しますと、画像の送信やスピードなどの多くの機能面を考えると、W i - F i のインフラ整備は自治体の責務と言えるのではないかと思います。災害時のことを想像していくと、町の全エリアといかないまでも主要な幾つかのスポットについては、W i - F i 環境を速やかに整備していかなければならないと思います。

また、2020年のオリンピックなどの開催が迫ってくる中、外国人観光客が一番に、そして最低限必要とするのが、このW i - F i 環境であります。広尾町もこの点において町外からの観光客への利便性を高めると同時に、町側からの情報発信という点も考慮して、W i - F i の整備は早急にすべきであります。

ほかの自治体におけるW i - F i の整備状況を見ても、大変なスピードで進んでいます。大きな都市、小さな町、村に関係なく進められている状況であります。整備するならば、そのコストはびっくりするほど少ない金額だということが調べていくうちにわかんと思います。ぜひとも早急なアクションを期待したいのですが、お答えください。

2つ目の質問は、学校でのいじめについてであります。

最近の新聞にも掲載されていましたが、文部科学省の問題行動調査のまとめが公表されました。その中で、小学校での「いじめ」の実態は過去最多を更新しているという大変悲しい、厳しい状況です。

また、最悪のこととして、自殺する生徒の数については小中高合計で214人で、ほとんどが進路問題あるいは家庭の不和ということが原因となっています。しかしながら、いじめそのものを苦にして亡くなられた生徒は、前の年5人から9人と多くなっています。

広尾町の教育委員会としても、学校や家庭、地域と連携を密にし、また、実態調査も踏まえ日夜努力されていると思いますが、今までの状況、そして今後の方針、対策等について、いま一度お尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをいたします。

まず、町内における公衆無線LANの整備についてであります。

公衆無線LANにおいては、2020年の東京オリンピックに向けて首都圏を中心に整備が進んでおりまして、外国人観光客が必要とするアイテムとなっております。

また、災害時には、情報収集ツールとして活用されております。ただし、停電のない状況においてという前提になっており、停電が発生した場合については利用ができないものであります。

災害発生時は、従来どおり防災無線放送や携帯電話網を利用したエリアメールで情報発信をいたすところであります。

9月にも防災アプリについて広報で周知とのご指摘をいただき、広報11月号で「防災・天気アプリ」について民間事業者の許可を得て掲載をしたところであります。今後もこうした民間事業者が提供するサービスの活用、周知に努めてまいります。

国において公衆無線LANの整備への補助を実施しておりますが、これについては、多言語への対応や一定程度のセキュリティ確保等の要件を満たすことにより構築費用の2分の1が交付されるものでありまして、今後、調査、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて答弁、笹原教育長、登壇願います。

1、教育長（笹原） それでは、2点目のいじめの実態に対する方針、対策等についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先般、文科省から平成27年度の全国におけます「いじめの認知件数」の速報値が発表されましたが、小中高と特別支援学校を含め、いずれも前年度より増加をし、過去最多となり、大変遺憾な結果となっております。

本町では、直近では先月に全校を対象にいじめ実態調査を行ったところでありますが、「いじめ」は確認されておられません。

いじめの問題は、学校はもとより社会においても重要課題の一つであり、とりわけ学校で起こり得るいじめは、学校だけで抱え込むのではなく、家庭や地域の力も積極的に取り込むことが必要であります。

現在、教育委員会といたしましては、いじめ防止対策推進法に基づき平成26年12月に「広尾町いじめ防止基本方針」を策定し、学校、家庭、地域、関係機関がともに連携をし、共通認識のもと情報を共有し、町全体で「いじめ根絶」に向けた取り組みを行っております。

また、各学校におけますいじめ問題の対応につきましては、これまでも年2回その実態把握と対応を調査するとともに「Q-Uテスト」を実施し、このQ-Uテストとは「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を意味しておりますが、このテストは児童生徒の心理状況、学校における課題などを把握し、「いじめの発生」の芽を早期に摘み取っていくためにも有効なテストとして、こちらも年2回行っております。さらには、人を思いやる心の大切さ、いわゆる道徳教育の充実にも意を注いでいかなければなりません。

いじめは、「どの学校、どの子どもにも起こり得る」、そして「どの子どもも被害者にも加害者

にもなり得る」という認識に立ち、これからも引き続き、学校、家庭、地域、各関係機関と連携、協力をしながら、いじめの未然防止やいじめの早期発見、早期対応を念頭に、いじめ根絶に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと思っております。

以上で、小田^{おだ}議員の質問に対します答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 小田^{おだ}議員。

1、10番（小田^{おだ}） この件について、もうやることを前提としてという考えではないというふうに確認しますけれども、ほかの自治体のケースでいきますと、とりわけ宮城県だとか、あと福島のうちでは、大きな都市部もそうだけれども、いわゆる何千人の町においてもこういうスポットを、例えば宮城県の丸森町というところでは35か所そういうスポットがあって、調べられたかと思うのですけれども、それはどうしてそういう35か所もあるのかというと、結局民間のお手伝いもいただきながらやっているのです。これは、自治体単独ではなくて、例えばその35か所の中にはもちろん商工会とか、あと接骨院とか、あるいは一般の個人住宅の人という人たちですね。そういう人たちに募って、そこにあるパソコンの機械にW i - F i のルーターをつけて、それでそこから、そんなに多くはないと思うけれども、広くはないと思うけれども、幾つかそういうスポットをどんどんつくっていったら、それで災害時にその近くに行くと使えるというような状況になります。もちろんセブンーイレブンとかローソンとか、あの辺についてももちろん使える状態にはなっていますけれども、やはり町はそういうところで私は、いわゆるW i - F i の使えないエリアを極力少なくして、災害時にはそういうふうに民間の力も使ってやっていくべきだと思うし、今までよその人のW i - F i を使ってそこから侵入してどうのこうのというトラブルは私は聞いたことはないのです。

そして、あと例えば大樹のコスモールは、あそこもW i - F i 環境が整っているのですね。それについては、ほぼ費用はゼロなのですよ。というのは、私もきょう朝初めて知ったのですけれども、N T Tの電話を使っているうちは、その電話からもう既にW i - F i が流れている。それを大樹は使っているのですね。ちょっと何か信じられないような話ですけれども、幾つかそのW i - F i も3つ4つ、機種にもよるのですけれども、流すことができ、完全にパスワードの要らないやつもあれば、パスワードが要るやつもあって、いろいろ工夫もできます。

そして、私も、なかなかN T Tの電話機というのは使っているうちもあれば使っていないうちもあります。私は使っていないのでわからなかったのですけれども、使っているうちに関しては、そこから既に流れているという状況を私は知りませんでした。もちろん災害時にはもう全部使えるという格好になっていまして、ですから、まさか町でN T Tの電話機を勧めるわけにいかないけれども、そういうところからして、もう既にそういうエリアがどんどんつくられている中で、広尾町としても、どこどこについては大丈夫、少なくとも商工会とか図書館とかそういうところについては、これはやらないと損だし、いつまでもどうのこうの言っていることには私はならないと思います。

そして、都市部でもそうですけれども、例えば大阪とかに行っても、既にもう入ってしまって、

完全にもうWi-Fiの状況になっている。大阪の場合は自分でメールのアドレスを1回入れるとあとはそれだけでもう終わりで、あとどこへ行ってももうつながっている状況です。ですから、そういうふうにして観光客が助かる、そして災害時も助かる。そういう状況の中で広尾町は少し調査をして、金額も全くかからないと思いますので、ですから、そのことについてはもっと積極的にやっていただく必要があると思うし、あと災害になったときには大変助かるし、災害がなければもうそれでいいということではなくて、やるべきであるし、だけれども1つ問題は、こういうIT関係、ICT関係のこういうインフラ整備というのは、1年2年するとどんどんそれが新しいものになってかわるということがあります。だけれども、金額的に何百万円、何千万円かかるわけではなくて、本当に私は10万、20万単位の金額で済むと思いますので、それはやってほしいと思うのです。

私、前にもここで言ったかもしれないですけども、多分3年4年のうちにはWi-Fiやらなくても、衛星からもう飛んでくるという時代になって、もう全てもう今自分が使っているルーターも必要なくなる時代が来ると思うのですね。だけれども、それまでの間に手をこまねいて地震や災害があっても困るわけですから、そういうことについてはもう少し意欲的な積極的な姿勢が私は自治体に求められると思いますが、どうですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） Wi-Fi環境というのは、もう今や常識みたいな、そんな世論になっているところであります。

いろいろご質問いただいて私どもも調査をした結果、いろんなレベルの、整備のレベルで料金も設備費も変わってきているところで、安いところでしたら、今言ったように10万円前後、年間維持費も10万円程度というところも把握をしているところであります。あと、多言語対応、日本語、それから英語、中国語だとか多言語になりますと相当結構何百万という金になっているところであります。また、セキュリティの問題等々もそのレベルで相当違ってくるものだというふうに思っているところであります。

ただ、今おっしゃられました観光、外国人観光客というのが念頭にありがちでありますけれども、やはり小さな町村においては災害時の対応というところも大きな視点で考えなければならないというふうに思っていて、やっぱりこういった環境整備というのは今の時代、検討しなければならないというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） ちょっとしつこいようですけども、観光客に対する対応とか、災害とかではなくて、そういうふうに使分けは違ってくるかもしれないけれども、もう道路と同じで緊急の自動車も来れば、一般の自動車も来るし、トラックも来る。そういうインフラだと思うのです、このWi-Fiに関しては。ですから、多言語というのはちょっと私よくわからないのですけれども、

別にWi-Fiが流れていればインターネットに接続するわけですから、だから、その多言語というのは別にその本人がどういうふうを使うかによっては違って来るだろうけれども、別に何も意識する必要はない、私が知らないことなのかもしれないですけれども。というふうに私は理解するのですけれども、ただ単純にネットにつながると、それだけで私は十分だと思うのですけれども、あと何が問題になってどういうおそれがあるのかというのがもしあるのであれば、教えてもらいたいと思います。この質問に関しては、以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今後、整備に向けていろんな角度から検討させていただいて、この事業についてどうするか判断をしていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 2つ目のいじめに関する関係ですけれども、広尾町についてはいじめの件についてはないということで、聞いて安心というか、安心もしていただけないわけですが、私は、これについては教育委員会あるいは学校側が最悪の事態が起きたら困るからといって、ただ厳しく監督とか監視とか、そういう社会も、それはやはり問題になって逆効果になる可能性もあると思いますけれども、小学校でのいじめが一番多いというこの調査では、その内容とか質とかは別にして数としてはそういうことになっていまして、この小学校、小学生の時期において他人への思いやりとか他人の立場に立って、相手の逆の立場に立って考えるというか、それか、あるいは優しい気持ちというのなかなか難しいかもしれないけれども、そういういろんな想像力を自我から、いわゆるほかの人のことも考えるような年齢になってきたときに、このときにやはり私は、それこそ無理やりサンタランドに関係するわけではないけれども、例えばブックスタートなんかも、あれについても非常に効果があって、生徒たちの心構えというか、1日のスタートする気持ちがきちっとうまくいっているというのをいろいろ聞いたことがありまして、極端なことを言うと、広尾町で例えば推薦図書ではないけれども、町としてその辺思いやり、優しい気持ち、そういうものを養成、熟成できるような、そういうものを道徳の時間に使うことができるかどうかわからないけれども、やはりそういうところからやはり私は、いい教育、難しいけれども、いい事態になるようなことを、ちょっと空想的かもしれないけれども、非常に希望しています。

よく親が絵本とか読んであげるうちというのと、いろんなうちが確かにあると思います。けれども、やはりその辺、学校においても教育委員会として積極的に進めていくことで、小さな努力かもしれないけれども、今ゼロという言葉聞いて、ますますその辺について広尾町のサンタランドの町の教育委員会としていろんな方法、手だてを持ってこのことについては頑張っていただきたいと思いますけれども、そのことについて何かあれば教えていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 今ご質問にありました読書の関係でございます。ブックスタートもそうでございますけれども、実は小中学校、授業が始まる前に毎日、朝読書ということで、それぞれが自分の好きな本を持ち寄って読んでもらっています。落ちついた中で授業に入れるというような、そのような取り組みもさせていただいているところでございます。

それともう一点、いじめに関する部分で、やっぱり相手を思いやるというか、道徳の話もされましたけれども、実は道教委のほうでは2018年度に小学校、そして19年度に中学校におきまして、道徳を教科化するという動きがあります。格上げをして教科として見据えるということでございます。これは今まで道徳といいますと、どうしても何かを読んで、その人の主人公なりになった気持ちでいろんなお話をするだとか、そういった道徳の授業の中の進め方があったわけですが、そうではなくて、やはり自分自身がそういうどういう環境、立場に置かれても自分のこととして多面的にあるいは多角的に物事を考えてそれを議論する、そういう道徳の授業の内容というふうに結びつきたいという動きがございます。

お話ありましたように、ただ単に発生したことへの反省ですとか注意喚起ですとか、そうではなくて、なぜそういうことが起こるのか、そういうことが起こらないようにするために、今、議員さんいみじくもお話ありました人の気持ちになる、このことの道徳というふうに、また、授業化ということで、そういったことの変化をしていこうと、そういう動きもあるところでございます。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時23分